

経済産業部

我が国は1993年に国内対応法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を施

した。多発した有害廃棄物の越境移動をめぐり、事件を契機としてUNEP（国連環境計画）が中心となり有害廃棄物越境移動の国際的なルールとして1989年に条約として採択、1992年に発効された。

このたび、関係法令の趣旨をより深くご理解いただき、適正な輸出入に努めていただくことを目的に、経済産業省と環境省は共同で、「バーゼル法等説明会」を開催いたしました。（11月27日（金）那覇第2地方合同庁舎1号館大会議室）

行しています。

同条約を批准し、本条約の国内対応法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を施行しています。

当日は、

環境省九州地方環境事務所

溝手康人氏

「バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の概要について」

経済産業省産業技術環境局

環境指導室 中山和泉氏

「輸出入に当たっての必要な手続きについて」

の説明がそれぞれ行われ、廃棄物や再生資源を扱う事業者の方々も参加され、熱心に聞き入っていました。



皆様はバーゼル法をご存じでしょうか？
廃棄物や再生資源物等の輸出入をしようとする場合には、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、正しい手続きを行うことが必要です。

バーゼル法の説明会が開催されました

